

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
経営協議会（第76回）
議事要旨

1. 日時 令和5年6月22日（木）11:00～14:55
2. 場所 自然科学研究機構事務局会議室・オンライン会議
3. 出席者 川合議長、石原委員、長我部委員、角南委員、中釜委員、高橋委員、高柳（雄）委員、田島委員、中西委員、西村委員、渡邊委員、井本委員、古屋委員、高柳（英）委員、吉田委員、阿形委員、鍋倉委員、渡辺委員
（陪席者）
小川監事、二宮監事、国立天文台 吉田副台長
（事務担当者）
事務局 勝又総務課長、後藤人事労務課長、佐々木財務課長、藤井研究協力課長、宮内施設・資産マネジメント室長、国立天文台 藤田事務部長、核融合科学研究所 飯野管理部長、岡崎統合事務センター 大宮事務センター長 他

4. 配付資料

経営協議会委員名簿

- 1 経営協議会（第75回）議事要旨（案）
- 2-1 令和4事業年度決算（案）の概要
- 2-2 財務諸表（案）
- 2-3 事業報告書（案）
- 2-4 決算報告書（案）
- 2-5 監事監査報告
- 2-6 独立監査人の監査報告書
- 3-1 令和6年度運営費交付金要望事項（案）
- 3-2 令和6年度施設整備費概算要求一覧（案）
- 4-1 定年引上げに係る関係規程の整備について（案）
- 4-2 定年引上げ導入概要
- 5 令和4事業年度自己点検評価結果（案）

- 6-1 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想（ロードマップ2023）への申請予定案件
- 6-2 30m光学赤外線望遠鏡計画TMT
- 6-3 超高温プラズマの「マイクロ集団現象」と核融合科学
- 6-4 物性科学連携研究体
- 6-5 自律型機能の解明に向けたテーラーメイド光科学研究拠点
- 7 研究発表資料

5. 議事等

議事に先立ち、事務局から定足数に達している旨の報告があった。

1) 議事要旨の確認について

前回経営協議会（第75回）の議事要旨（案）（資料1）を承認した。

《審議事項》

2) 令和4年度決算について

渡邊委員から、資料2-1から資料2-6に基づき、令和4年度決算について説明があり、審議の結果、案（資料2-2から資料2-4）のとおり了承した。

（主な意見等は以下のとおり）

（○は各委員からの質問・意見、➡は各委員からの質問に対する回答）

○ 当期総利益には（現金以外に）資産等が含まれているのか。

➡ 現金の裏付けのない利益として未収金や前払金など、国立大学法人会計基準に定める一定のものが主に含まれている。

3) 令和6年度概算要求について

渡邊委員、井本委員及び各機関等の長から、資料3-1及び資料3-2に基づき、令和6年度概算要求について説明があり、審議の結果、案（資料3-1及び資料3-2）のとおり了承した。

（主な意見等は以下のとおり）

（○は各委員からの質問・意見、➡は各委員からの質問に対する回答）

- 超階層生物学センターについて、組織・細胞レベルのイメージングと個体をどういう面で繋げていくのか。
 - ➡ 現在、種分化をゲノムレベルでどのように説明するのかということが生物学の大きな課題となっている。ゲノム上の違いから生殖器の形態に至るまでを組織レベルの研究により、イメージングデータとゲノムデータを繋ぎながら、種の違いをゲノムレベルで説明することができるようにすることを目指している。
- スピン生命科学コアについて、今後、脳以外の他の臓器にも分子のスピンを使った解析は展開されうるのか。
 - ➡ 例えば癌の抗体といったように脳以外を対象にすることも可能だと考えている。
- 核融合科学研究所としてITERとの関係をどのように考えているか。また、国際プロジェクトの推進に当たってはどのような形で協力を行っているか。
 - ➡ 核融合科学研究所としては、核融合開発というより、開発の過程である科学的な不確実性といった部分を提言し、科学的な基盤をしっかりと作っていくことが重要な役割であると考えている。学術研究と技術統合していく開発研究との関係性を見直していくことが重要な課題の一つとなっている。ITERとの関係については、開発のフロンティア及び学術研究との連携を強化していくこととしており、核融合科学学際連携センターの重要なミッションと考えている。核融合科学は現在、プラズマ物理や様々な要素技術の基礎研究を学術研究機関が行い、それらと開発研究機関とが連携するという構図に進化していく局面にあると捉えており、そのような中で計画を練っている段階である。
 - ➡ すばる望遠鏡では、観測装置の開発を国際協力により推進している。
- ネオ生命体や人工生体などの創成に当たっては、倫理審査の体制はどのようになっているのか。
 - ➡ 遺伝子組換え生物に関する委員会及び審査会又は動物実験に関する審査委員会で行うこととしている。
- 形式的な審査とならないよう、各種委員会や審査会には異分野の委員が含まれるよう、また、実質的な審査がなされるよう配慮をお願いしたい。

4) 定年引上げについて

渡邊委員から、資料4-1及び資料4-2に基づき、定年引上げについて説

明があり、意見交換の結果、引き続き検討した上で、改めて審議することとした。

(主な意見等は以下のとおり)

(○は各委員等からの質問・意見、➡は各委員等からの質問に対する回答)

- 法人の財務状況が厳しい中で、定年引上げ後の期間にも定年引上げ前の期間と同じ10割支給を続けていくことは困難であると思われる。
- 他の大学では、事務職員や技術職員だけでなく、教員に対しても7割支給としている事例がある。
- 東北大学では、引上げ前の定年63歳から引上げ後の定年65歳までの2年間は、期末手当及び勤勉手当を支給しないなどの措置により、実質的に7割支給としている。
- 東京大学では、教員の定年引上げ後も10割支給を続けているが、反面、事務職員や技術職員の定員を調整することで人件費の抑制を行っていたと記憶している。
- 特に技術職員については、定年引上げ後の7割支給の措置によって人材が集まらなくなることを危惧する。
- いつまでに結論を出す必要があるのか。
- ➡ 職員就業規則の附則において、令和5年9月末までに必要な措置を講ずるとしており、定年引上げに係る関係規程を整備することになるが、本件は労働契約に関することであるため、各事業場の過半数代表者及び組合に説明した上で、検討期間に猶予を設けることは可能である。
- ➡ 60歳を超えた職員を再雇用職員として雇用する現行制度であっても、機構内の各機関の財務状況は厳しい。また、給与水準を機構として独自に設けることには賛成だが、そうなれば、国家公務員に準拠することを慣例としてきたこれまでのやり方を改めることになる。
- ➡ 定年引上げ後も10割支給を続けるとした場合、新規採用の抑制などの人件費抑制のための措置を取らなければならないといったデメリットを勘案する必要がある。
- 民間企業では、60歳を超えた職員の給与は削減されるのが一般的である。ただ、同一労働同一賃金の観点で訴訟に発展した事例がある。
- 東北大学では、教員の職務とされる教育、研究及び管理・運営のうち、定年引上げ後の期間は、管理・運営の職務を付与しないこととしており、定年引上げ前の期間と同一の労働ではないという建付けとしている。

○ 他大学の情報を収集し、機構内で更なる議論と検討を行った上で提案いただくのが良いのではないか。また、技術職員の年齢分布について、事務職員と比べて偏りが大きいのが、人件費の議論と併せて、最適な年齢分布がどうあるべきかなどについても検討していただきたい。

➡ 事務職員は他法人との人事交流により年齢分布が比較的均一になるが、技術職員の場合は、各機関の設立の時期がまちまちであり、その時期に集中して採用された職員が多くいることから、年齢分布に偏りが生じていると考えられる。

5) 中期目標・中期計画の令和4事業年度に係る自己点検評価について

井本委員から、資料5に基づき、中期目標・中期計画の令和4事業年度に係る自己点検評価について説明があり、審議の結果、案(資料5)のとおり了承した。

6) 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想(ロードマップ2023)への申請について

渡邊委員、吉田国立天文台副台長、吉田委員及び渡辺委員から、資料6-1から資料6-5に基づき、学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想(ロードマップ2023)への申請について説明があり、審議の結果、案(資料6-2から資料6-5)のとおり了承した。

《その他》

7) 機構の最近の研究について

本機構の最近の研究成果について、基礎生物学研究所の森田 美代 教授から、資料7に基づき、「植物の重力応答研究」と題して発表が行われ、意見交換を行った。

以上